

会議の名称	平成28年度第2回個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成28年6月16日(木) 午後6時30分～9時00分		
開催場所	東村山市役所 本庁舎6階 602会議室		
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 嶋田節男委員・杉本みさ子委員・田村初恵会長職務代理・ 羽生田孝雄委員・水越久吉委員 (市事務局) 東村総務部長・清水総務部次長・武藤総務課長・湯浅情報公関係長・須藤情報公関係主事</p> <p>●欠席者： 臼井雅子会長・北野雄二委員</p>		
傍聴の可否	傍聴不可	傍聴不可の場合はその理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	<p>(1) 総務部長挨拶 (2) 諮問書授受 (3) 諮問審議 ・平成28年度諮問第3号 「糖尿病性腎症重症化予防事業確認書作成業務委託」(保険年金課) ・平成28年度諮問第4号 「東村山市第2次多文化共生推進プラン策定に係る市民意識調査業務委託」(市民相談・交流課)</p> <p>(4) 報告 ・平成27年度第7、8回の審議会で出された意見に対する回答 ・個人情報保護に関する条例の一部改正(行政不服審査法の全面改正に伴う改正) ・高齢者向け給付金に係る個人情報の目的外利用 ・東村山市第4次総合計画後期基本計画策定に係る概要説明</p> <p>(5) その他</p>		
問い合わせ先	<p>総務部 総務課 情報公関係 担当者名 湯浅・須藤 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227</p>		
会 議 経 過			
<p>(1) 総務部長挨拶 こんばんは。本日は梅雨空のお足もとの悪い中、また夕刻の公私とも大変お忙しい中、第2回個人情報保護運営審議会にご列席いただきまして誠にありがとうございます。本日は2件の諮問のご審議を賜りますが、会長がご不在のため田村委員に職務を代わっていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。本日のご審議をお願いし、私の挨拶と代えさせていただきます。</p>			

(2) 諮問書授受
総務部長から田村会長職務代理へ諮問書を手渡す。

(3) 諮問審議

○ 「糖尿病性腎症重症化予防事業確認書作成業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び保険年金課の回答

● 3点確認させていただく。まず、重症化予防プログラム（以下「プログラム」という。）は昨年度から開始されているが、昨年度の実施結果はどうだったのか。2点目が、27年度のプログラム参加者に対し満足度等を問うアンケート調査を行ったのか。3点目が、本事業に係る(株)データホライゾン（以下「データホライゾン」という。）、(株)ベネフィットワン・ヘルスケア（以下「BOHC」という。）及び東村山市医師会（以下「医師会」という。）の関係性について伺いたい。

→ 27年度におけるプログラムの実施結果について、個々の結果は申し上げられないが全体の実績をご説明する。

申込み人数は13名のうち1名が辞退し、12名でプログラムを開始した。当該プログラムでは面談及び電話で生活習慣の指導を行っていく。途中2名が辞退され、プログラム完了者は10名である。この結果は後に公表する予定である。満足度のアンケート調査は実施しており、概ね好評な回答を得ている。

次にデータホライゾン、BOHC及び医師会の関係性だが、データホライゾンは市から提供された特定健診等の結果とレセプトの内容を突合・分析して、保健指導対象者の抽出リストを作成する医療費分析業務を行っている。BOHCはデータホライゾンから再委託をうけて、保健指導対象者にプログラム参加の勧奨をしたり、申込者に実際に保健指導を行う。市内各医療機関では、来院した保健指導対象者に主治医から保健指導プログラムの案内及び参加を勧めるという仕組みである。医師会は、市内各医療機関で行うプログラムへの参加勧奨等について、事務的なとりまとめをする。

医師会は他の2社から独立した立場だが、データホライゾンとBOHCは市からの委託業務の受託者とその再委託先という関係である。

● プログラムの途中で2名が辞退されたとのことだが、原因は分析したのか。

→ 2名はプログラム中に実施する3回の面談はすべて終了していて、その後に行う電話と文書による指導を辞退された。理由は「すでに指導された内容を適切に行い継続しているから」だと聞いている。

● 諮問書3ページに「確認書の原本をBOHCにセキュリティ便で送付する」とあるが、市からみてBOHCは再委託先であり、直接委託契約は結んでいない。そう考えると、市の委託先であるデータホライゾンに確認書の原本を渡し、データホライゾンからBOHCに渡すのが本来の流れではないか。事故が起きた際の責任の所在はどうなるのか懸念される。

また、諮問書20ページ【平成28年度「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の概要】に、相談員は保健師・管理栄養士との記載がある。しかし、24ページ【糖尿病等重症化予防プログラムのご案内】には、保健師・看護師・管理栄養士等とある。表記に違いがあるがなぜか。

→ 本来であれば契約の相手方であるデータホライゾンに郵送するが、郵送経路が

増えることにより個人情報書類紛失の危険性が上がるというリスクを考え、直接BOHCに郵送することにした。事故が発生した場合の責任の所在については、市とデータホライズンが負うものと認識している。

表記の違いだが、プログラム参加者に指導を行うのは保健師と管理栄養士だが、保健師は看護師免許も持っているので、案内には保健師・看護師・管理栄養士等と表記している。

(情報公開係長)

補足だが、諮問書15ページ【個人情報の取扱いに関する特約条項】の第13条(再委託の制限)をご覧いただきたい。第3項で「乙は、第1項ただし書きの規定により本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、当該第三者の責めに帰すべき事由をすべて乙の責めに帰すべき事由として責任を負わなければならない。」と定めており、契約書上はデータホライズンが再委託先の責任で起こった事故等について全面的に責任を負う形となっている。

- 保健師と管理栄養士は、BOHCから他の事業者派遣を依頼するのか。
- 保健師と管理栄養士はBOHCの社員である。27年度は12名のプログラム参加者に対し、5名の専門員が対応した。
- 担当者は固定されているのか。
- その通り。
- 委託期間終了後に「対象者リスト」は復元できないようにして廃棄することだが、「確認書」の原本はどのように処理するのか。
- 「確認書」についても「対象者リスト」と同様に破砕により廃棄する。
- 本事業はプログラムへの参加率をより高めるために行うものとのことだが、昨年度のプログラムに参加されなかった方がなぜ申込みなかったのかを分析しなければ参加率は上がらないと思う。
- 参加率が上がらなかった理由としては、面接を受けるために来庁が必要なので、お勤めの方だとスケジュールに合わせる事が難しいことと、糖尿病性腎症の危険度を認識されていない方が多いことがあると思われる。

本事業の対象者は、糖尿病性腎症重症化予防対象者のうち「腎機能が急激に低下する顕性腎症期(第3期)及び顕性腎症期に至る前段階の早期腎症期(第2期)」に該当する方で、取り返しのつかない程病状が進んでいる方ではない。主治医から病気の怖さや危険度を伝えてもらい、プログラムへの参加勧奨をしてもらうことで参加率の改善を図りたい。

また、この度公立昭和病院と連携し、7月15日に糖尿病性腎症に関する市民向け講演会を実施する。会場で本事業の周知もする予定である。

- 定員30名とのことだが、超えた場合はどう対応するのか。
- 可能な限り受け入れたいが、予算やBOHCの受け入れ態勢が整うかという問題がある。財政課やBOHCと相談しながら決めていく。
- 主治医からプログラムへの参加勧奨を行うということで、「対象者リスト」を市から各医療機関に郵送することは理解できるが、医師会にも送る必要性があるのか疑問である。個人情報が記載された対象者リストそのものではなく、医療機関にどんな書類を渡したのかを医師会に伝えれば事業は実施できると思う。
- 医師会は、市と各医療機関との間の事務的なとりまとめを行う。医療機関は事業を実施する上の疑問点等を医師会に問い合わせることが多いので、市から各医療機関にどんな書類を渡したのかを医師会が把握していなければ、問い合わせに対応できない。また、医師会には各医療機関から請求書と確認書の写しが集まる。対象者リストを医師会が所持することにより、主治医が確認書を書いた人が確かに対象者リストに記載されている人かどうかを確認できる。

- 医師会を通して本事業を行うことで各医療機関の理解が進み、事務的にも円滑に行うことができるという理解でよいか。
- その通り。
- 行政には説明責任がある。同様の質問を市民から聞かれた際に説明できないといけないので、委員はこのような質問をしていると思う。
- 個人情報を外部に渡す際は必要最小限に留めるべきだが、これまで市が医療機関に実施をお願いした健診や予防接種などの委託業務のほとんどが、医師会と契約して医師会を通して業務が行われている。
- 一般の方には、医師会と各医療機関がどのような関係なのかわからないと思う。医師会で個人情報がきちんと取り扱われていることを担保できれば、市民も安心だと思う。
- 各医療機関に協力を求めるこのような事業の場合、医師会を通さずに各医療機関と個別に契約するという形は、事務が膨大かつ煩雑になり現実的ではないという理解でよいか。
- 各医療機関と契約締結するとなると事務が膨大かつ煩雑になるのは確かである。各医療機関の取りまとめとして存在するのが医師会であり、各医療機関に協力を求める事業は契約先を医師会にするのが通例である。
- 本事業は東村山市だけで実施しているわけではない。例えば個人情報保護の取組みで先進市と言われる横浜市や三鷹市では、本事業に係る個人情報の取扱いについてどのように市民に案内しているのか調べ、参考にしてはどうか。

(情報公開係長)

先進自治体で糖尿病性腎症重症化予防事業を行っていた場合に、医師会が個人情報を取扱うことをどのように市民に説明しているのか、その方法を確認して参考にしてはどうかという意味か。

- その通り。所管課にアドバイスしてもらいたい。

(情報公開係長)

承知した。

- 腎機能が急激に低下する顕性腎症期(第3期)及び顕性腎症期に至る前段階の早期腎症期(第2期)には該当はするが、市外の医療機関に通院している方はどの程度いるのか。
- 27年度で200人程である。
- その200人の立場に立って考えた場合、事業の対象者でないことに不公平感を感じるかもしれない。この方々をフォローする対策があるといい。
- それについては当市だけではなく、同じ事業を実施している他自治体でも今後の課題としているところである。
- 医療機関における糖尿病治療と、重症化予防プログラムの内容に齟齬が生じる可能性はないか。
- 諮問書24ページ【確認書】には、主治医が対象者の病名、治療方針、生活習慣で気を付けるべき点等を記入する。BOHCではこの確認書の内容を元に対象者のプログラム内容を決めていくので、齟齬は生じないと考えている。
- 本事業を実施することで医療費の抑制にもつながると思う。各医療機関の主治医に事業目的をしっかりと認識してもらえよう、医師会を通じて周知を徹底してほしい。

○ 「東村山市第2次多文化共生推進プラン策定に係る市民意識調査業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び市民相談・交流課の回答

- 前回は23年にアンケート調査をしたとのことだが、今回行うアンケート内容は前回のものとはほぼ同じなのか。
 - 基本的には前回と同じ内容だが、設問や選択肢が以前よりも細かくなっている。
 - 設問数が非常に多いと感じる。私だったらこのアンケートに回答するのは大変と感じてしまう。市は具体的かつ詳細な回答を求めているだろうが、回答する側に立つと設問が多いので、少し工夫した方がいいと思う。
 - 確かに設問数が多くなっているが、アンケート内容は多文化共生推進プラン推進等協議会（以下「協議会」という。）で協議し、時代の変化も考慮しながら決めているところである。そのなかで今後内容が変わることもある。
 - アンケートの回収率40%を見込んでいるとのことだが、前回の回収率はどのくらいだったのか。
 - 1,000人に調査票を送り、回答者は276人、回収率は約27%である。内訳としては、日本人市民300人に送り、回答者は136人、回収率は約45%。外国人市民700人に送り、回答者は140人、回収率は20%であった。
 - 日本人に比べ外国人の回収率が低い。アンケートにはルビが付いているが、日本語を理解されていない方もいるので回答するのは大変だと思う。たとえばどこかの会場に集まってもらって設問を読み上げる等の方法にすれば回答率が高くなると思う。
 - 諮問書には添付していないが、アンケートを英語、中国語、韓国語に翻訳したものがあある。ルビ付きの日本語アンケートと一緒に送付する予定である。
 - 日本語が難しい方は、英語等に翻訳したアンケートに記入して返送してもらおうという理解でよいか。
 - その通り。
 - 本事業を実施するにあたり、ベンチマーク（業界内の優れた業務手法と自社の業務手法を比較し、業務の問題点や改善点を明確にし、経営の確認に繋げること）は行ったのか。事業をより良いものにするためにベンチマークを実施することも1つの手である。
 - 立川市や八王子市でも同様の調査を実施していたので、そのアンケート内容を参考にしている。
 - 宛名シールは市が印刷するとのことだが、貼付ミスは想定しているか。また、アンケートの翻訳業務は市職員が行うのか。
 - 貼付ミスは想定していない。アンケートの翻訳は市民相談・交流課職員が行う。
 - 本調査は郵送にて行うとのことだが、調査方法は協議会で検討されたのか。人手が足りればの話だが、個別訪問して調査をお願いすれば回収率は上がると思う。
 - 市民意識調査を実施する際に、市の中にアドバイスをしてくれる専門知識をもった所管はあるのか。

(情報公開係長)

アンケート調査を何度も実施している部署はあるが、専門知識をもって他部署にアドバイスできる部署はない。
- この会議の委員のうち3人はアンケートの設問数が多いと述べている。アンケート方法をアドバイスできる所管があればいいと思う。このような意見があつ

たことを頭の隅に置いていただければ幸いです。

- 諮問書1ページ【2 委託内容】に「※調査票の回答欄及び自由記述欄に氏名等の個人情報を書かれていないか市職員がチェックし、個人情報が書かれていた場合はそこを墨塗りして受託者に渡す。」とあるが、回答の原本に墨塗りするのか。

→ 墨塗りする場合は、回答をコピーしてから行う。

- 単に墨塗りするだけでは光に透かすと見える場合があるので注意してほしい。

(情報公開係長)

マジックで墨塗りするだけだと文字が透けて見える。専用の黒いマスキングテープが情報公開係にあるので、それを利用すればよい。

- 受託者には、調査票の発送部数と返送部数を単に合計数のみで確認するのではなく、言語別に調査票を何枚郵送して何枚返送されたのかきちんと数をチェックして報告するようお願いしてもらいたい。

また、調査に協力していただいた方に調査結果が行き渡るよう市報等で周知してほしい。

- 調査票や返信用封筒に個人情報は記載されないのか。

→ 調査票は無記名形式で作成し、返信用封筒も返信者の氏名を書く形式にはしないので通常は個人情報は記載されない。ただし、調査対象者が市に返送するとき封筒に氏名や住所を書いてしまったり、調査票に個人情報を書いてしまうこともありうるので、市民相談・交流課職員が返送された調査票に個人情報が記載されているか確認した上で、受託者に渡すことにしている。返信用封筒は受託者には渡さない。

- 市で返信用封筒をきちんと保管もしくは破棄してほしい。またアンケート内容に係る意見が色々だが、個人情報が漏れないよう気を付けて調査を行ってほしい。

→ 承知した。

(4) 報告

○ 平成27年度第7、8回審議会が出された意見に対する回答（総務課）

(情報公開係主事)

昨年度の諮問第16号から第20号について、頂いたご意見に対する回答を報告する。本日お配りした「個人情報保護運営審議会の答申の回答」という資料をご覧ください。主な回答のみご説明する。

< 諮問第16号 >

- 受診票や統括票等は受託者から市へ郵送されるとのことだが、セキュリティに配慮した郵送方法を仕様書に明記してほしい。

⇒ 当該帳票等を郵送で提出する場合には、書留等の個人情報保護に配慮をした郵送方法を用いることを仕様書に明記した。

< 諮問第17号 >

- 教室開催時の参加者に係る記録について、教室開催中に特に問題が発生しなければ教室参加人数と「異常なし」の項目に丸をつける程度でいいが、突発的な問題が発生したときには、そのときの状況と受託者側の対応を特記事項に記録しておく、いわゆる日報を書いた方がいいと考える

⇒ 業務日誌は受託者が使用している日誌を使用することとする。

＜諮問第18号＞

- 受託者が個人情報書類を廃棄するときは、きちんと廃棄されているか確認してもらいたい。また従事者が退職するときは、従事した業務内容について退職後も口外しない旨の誓約書を受託者にとってもらおうようお願いする。
- ⇒ 個人情報の取扱いに関する特約条項において、取得個人情報に係る各種文書等の保管や廃棄、また受託業務に従事する際の守秘義務を課しているが、これらに加えて仕様書本文に個人情報の取り扱い等に係る規定を盛り込むこととした。

＜諮問第19号＞

- 照合作業は職員のみで行うとのことだが、職員の負担が大きい。住民基本台帳システムと連携して異動情報が取り込める業務用システムの導入を再度検討されてはどうか。
- ⇒ 住民基本台帳システムと連携した畜犬登録システムについては、導入費用を含めてこれからも検討していく。

＜諮問第20号＞

- 契約終了後に個人情報書類を受託者に廃棄させるのであれば、廃棄したときに市に廃棄の完了報告書を提出させるようお願いしたい。
- ⇒ 今回契約した業者とは、個人情報を印刷したものに関してはすべて市に提出するように契約を行った。以降、もし受託者においては廃棄する場合は、その廃棄の件数・内容・方法を含めた廃棄完了報告書を提出させることとする。

○ **個人情報保護に関する条例の一部改正（行政不服審査法の全面改正に伴う改正）**

（情報公開係長）

昨年の12月議会で、条例第19条の不服申立てについて定めた条文を改正した。A3横の1枚の資料をご覧いただきたい。改正後の条文が左側で、改正前が右側である。

この改正は、行政不服審査法が改正されたことに伴い文言変更等を行ったものである。不服申立てというのは、個人情報の開示請求をしたのに非開示の決定になった時だけでなく、市の様々なサービスの申請において、自分の望んだ決定がなされなかった場合に申し立てることができる制度である。

個人情報の開示請求に関する不服申立てと、その他の制度に関する不服申立てでは請求方法が少し変わるが、基本的な法律の改正内容を申し上げる。

まず、不服申立ての種類として「異議申立て」と「審査請求」の2種類あったものが「審査請求」に一元化された。また、新しく「審理員制度」が導入された。これは、審査請求が起こされた処分とは無関係の所管の職員（例えば、子ども育成課が行った保育園入所の不承認決定に対して審査請求が起こされた場合なら、子ども育成課以外の課の職員）が「審理員」となり、「審理員」が主催する審理手続のなかで、審査請求人（市民）と処分庁（元の決定を行った実施機関。この例では市長）がそれぞれの主張や証拠提出を行うというものである。審理員は審理手続を終えたら「裁決に関する意見書」を作成し、審査機関である「審査庁」（通常は法務課）に出す。意見書を受けた審査庁は原則、中立的な第三者機関である「行政不服審査会」（条例で設置。有識者等3名）に諮問し、答申を得て、審査請求に対する裁決（旧法では決定といったもの）を出すという仕組みである。

第三者の立場から審理を行うことで、これまでよりも審理の公平性が向上することを目指した仕組みになっている。ただし、情報公開と個人情報開示の決定に関する審査請求には、以前から「情報公開・個人情報保護不服審査会」と

いう第三者機関に諮問する仕組みがあるので、条例第19条第2項で「審理員制度」の適用はしないと規定し、これまでどおり「情報公開・個人情報保護不服審査会」に諮問する。

A4の資料の図をご覧ください。上がこれまでの異議申立て制度、下が28年度からの個人情報開示等の請求及び公文書の公開請求に対する処分についての審査請求制度の流れである。

これまでは実施機関の主張を「意見書」という名前で不服審査会に出したが、今後はそれが「弁明書」という名前に変わる。また、異議申立てから審査請求に変わったことで、これまで無かった「審査庁」が、審査請求人と処分庁の間に入る（審査庁は最初に行った処分とは無関係の課になる。市長部局に出された審査請求の場合は、企画政策課の予定。）。不服審査会へ諮問したり答申を得て裁決をするのは、これまでの処分庁（最初の処分をした課）から審査庁に変わった。公平性の向上を目的にこのような法改正がなされたものである。

この改正の施行日は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日である平成28年4月1日である。

○ 高齢者向け給付金に係る個人情報の目的外利用

（情報公開係長）

「平成28年6月16日個人情報保護運営審議会報告資料 臨時福祉給付金事業等実施本部」となっている資料をご覧ください。

「臨時福祉給付金」の関連事業として、今年度に「高齢者向け給付金」という新たな給付金を実施されることは3月の審議会でご報告した。今回は、この「高齢者向け給付金」を支給した方の「氏名、住所、支給決定日、振込日、振込額」といった情報を、臨時福祉給付金事業等実施本部（以下「給付金実施本部」という。）から生活福祉課へ提供して、生活保護受給者の収入認定業務に利用するということのご報告である。

市内部での提供が必要な理由だが、高齢者向け給付金は、27年1月1日時点で生活保護を受給していた方は原則対象外だが、1月2日以降に生活保護を受給した65歳以上の方には支給される。ただし生活保護受給者には、生活保護法第61条に基づき、収入があった場合は速やかに市に申告する義務がある。給付金3万円についても支給されたら市に申告してもらい、市は収入を認定後、生活保護費から3万円を差し引いて支給し、プラマイゼロという形になる。

ご本人にとって受け取る総額は変わらないが、市は支給するお金の出所（どの予算から支給するか）が変わってくるため、きちんと給付金が支給されたことを申告してもらい収入認定を行う必要がある。収入申告は生活保護法で受給者に義務付けられているが、申告を忘れてしまったり申告をしない方が見受けられるため、給付金実施本部から生活福祉課へ、給付金支給者の情報を提供し、収入申告が必要な方の抽出、収入認定に利用するものである。

データの受け渡しは、市のコンピュータ内のファイルサーバーを経由して行う。給付金支給に関する個人情報を、生活保護受給者の収入認定という別目的に利用することになるが、個人情報保護条例第7条第1項第3号において「法令等に定める所掌事務の遂行に必要な限度で個人情報を内部で利用する場合であって、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。」は目的外利用を認められているため、本号に該当し諮問は不要と判断し、報告とさせていただきます。

- 「高齢者向け給付金」は、消費税10%引上げに伴う支給なのか。
→ 増税に伴う支給は「臨時福祉給付金」である。「高齢者向け給付金」は、アベノミクス経済政策により給与所得者には給与増額等の効果があったが、年金受給者にはそういった効果が及ばないために支給するものである。

○ 東村山市第4次総合計画後期基本計画の概要説明

「東村山市第4次総合計画 概要版 後期基本計画」というパンフレットをご覧いただきたい。広げていただくと後期基本計画の概要等が載っている。

総合計画の策定を担当している行政経営課から、これから5年間の市の基本的な方針をまとめた「後期基本計画」を3月に策定したので、各審議会委員の皆さまにぜひ読んでいただきたいとの依頼があり、お配りした。

平成32年度までに「住みたい、住み続けたいと思ってもらえるまちの実現」に向けて6つの重点課題を挙げている。まちの価値の向上という視点からは「都市基盤整備」が重点課題に、人の活力の向上という視点からは「子育て支援、高齢者福祉」が課題、暮らしの質の向上という視点からは「産業振興、安心・安全、自然環境」を課題に挙げている。隣に体系図があり、4つの基本目標の下に進めるべき施策を挙げている。

総務課の情報公開・個人情報保護施策はこの概要版には書かれていないが、後期基本計画の完全版をみると、「基本目標の4 みんなが快適に暮らせる活力と魅力にあふれたまち」のなかの「施策大綱の4 『まちの機能を支える情報環境を整備する』」のなかに位置付けられている。右側の「5か年の施策の方向性」のなかに、「情報コーナーなどで公表する市政情報の充実を図ります。」と載っている。総合計画は市の最上位計画なので、お時間のあるときにこの概要版パンフレットにお目通しいただければと思う。

それからもうひとつ、27年度の情報公開・個人情報保護制度の運用状況をまとめた報告書ができあがった。毎年この時期に市長や議員、管理職のほか審議会委員の皆さまにお配りしている。1年間の報告なのでこちらも後ほどお読みいただきたい。

以上

※この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

【理由】

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報（個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など）が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。